

- ◆平成25年度以降の住宅税制概説
- ◆白水秀一氏の耐震マスター③
- ◆清水英雄氏「住宅産業の未来」③
- ◆3月度定例勉強会レポート
- ◇安齋先生の技術通信
- ◇理事長ブックレビュー②

平成25年度以降の住宅税制概説 ～消費税アップを見据えて～

今月のマンスリーレポートでは、平成25年度以降の住宅税制についてご説明します。

平成25年度予算は今のところ5月の大型連休明けに成立する見通しとなっていますが、先月のマンスリーレポートの「NEWS&TOPICS」でも触れた通り、自由民主党の税制改正大綱には住宅税制に関する内容が数多く掲載されています。一方、住宅減税のうちバリアフリーや省エネに関する減税は平成24年末を持って一旦期限切れとなっており、今後の動向が注目されています。

今号ではそういった情報を集約した上で、今後数年の住宅税制がどのように展開されるのかを解説したいと思います。情報整理にお役立ていただければ幸いです。

(記載されている情報は平成25年3月現在のものです)

[POINT 1]

耐震をはじめとした「投資型減税」は 制度を拡充し平成29年末まで延長

皆様もご承知の通り、消費税が平成26年4月に8%、そして平成27年10月に10%へと段階的に引き上げられることが予定されています。住宅産業は取引金額が高額になることもあって消費税の増税による影響の大きさがかねてから懸念されており、政府ではそれに対応した政策を打ち出そうとしています。今後の消費税率および住宅関連税制の予定につきましては次ページの表にまとめましたので、ご確認下さい。

自由民主党が1月に発表した税制改正大綱によると、消費税が増税となる平成26年4月以降、耐

震・バリアフリー・省エネリフォームを実施した際の所得税減税額がそれぞれ5万円ずつ引き上げられることとなっています。

ここでのポイントは2つあります。「バリアフリー・省エネリフォームの期限延長」と「併用時の最大控除額アップ」です。

バリアフリー・省エネリフォームについては昨年末で一旦期限切れを迎えましたが、税制改正大綱では「平成29年末までの延長」が述べられています。また今年に入ってから実施されたバリアフリー・省エネ工事についてもさかのぼって制度を適用する(MSN産経ニュース、1月18日)との報道がされており、該当する期間に工事を実施された方は動向をご確認下さい。

また現行制度では投資型減税を併用した際の



上限が最大40万円となっておりますが、これについても消費税増税後は上限が最大70万円へと引き上げられることも見逃せない点です(消費税増税前後とも、太陽光発電システムを設置する場合には上限が10万円引き上げられます)。

[POINT 2]

**ローン減税は平成29年まで、
固定資産税減税は平成27年まで延長**

ローン型の所得税減税については、平成25年で終了する予定だったものが平成29年まで延長される予定となっております。また消費税増税前後で工事対象限度額の構成に若干の変化があり、それに伴って最大控除額がわずかながら増額されます。

また固定資産税の減税についても、バリアフリー・省エネリフォームを行った場合の減税期間が

平成27年まで延長される予定です。こちらについてはバリアフリー・省エネリフォーム分の減税措置は併用可能(最大2/3を減税)ですが、これと耐震(最大1/2を減税)の併用はできませんので、注意する必要があります。

[POINT 3]

**住宅ローン減税は規模倍増、
住民税からの控除額も増額に**

住宅ローン減税については、消費税が増税となる平成26年4月以降、「最大控除額を400万円に引き上げ」「所得税から控除しきれない場合の住民税からの控除額を13.65万円に引き上げ」という予定になっており、かなり手厚い政策が取られています。

またこれまで通り耐震性を満たした住宅については築20年以上であっても住宅ローン減税が適

消費税率		～平成26年3月末	平成26年4月～ 平成27年9月末	平成27年10月～ 平成29年12月末
		5%	8%	10%
所得税 (投資型)	耐震リフォーム	最大20万円	最大25万円	
	バリアフリーリフォーム※1	最大15万円	最大20万円	
	省エネリフォーム※1	最大20万円※2	最大25万円※2	
	併用時の最大控除額	最大40万円※2	最大70万円※2	
所得税 (ローン型)	バリアフリー・省エネ工事 対象限度額	200万円、控除率2.0%	250万円、控除率2.0%	
	その他工事対象限度額	800万円、控除率1.0%	750万円、控除率1.0%	
	5年間の最大控除額	最大60万円	最大62.5万円	
固定資産税	耐震	工事の翌年の固定資産税を1/2に減額		
	バリアフリー・省エネ※1	工事の翌年の固定資産税を1/3に減額(併用可)		
	固定資産税減税の期限は平成27年末まで。耐震とバリアフリー・省エネの併用は不可			
住宅ローン減税		最大200万円	最大400万円	
所得税から控除しきれない場合の 住民税からの最大控除額(年額)		9.75万円	13.65万円	

※1: バリアフリー・省エネ関連の優遇税制のうち投資型・固定資産税は平成24年末で一旦期限切れ。今後遡って優遇税制が適用される見通し

※2: 省エネリフォームは太陽光発電を設置する場合、控除額を最大10万円増額

表：今後の消費税率および住宅関連税制の予定

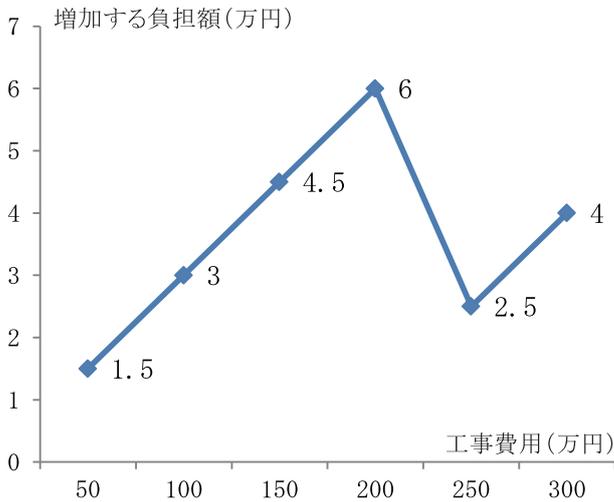


図1：工事費用別 消費税増税後に増加する負担額（耐震リフォームによる減税を加味したもの）

用されるものと思われ、住宅ローン減税の適用を受ける書類についても弾力化の議論がされていることから、中古住宅の流通量については今後も増加が予想され、耐震に関する技術力も重要性をさらに増すものと思われま

高額リフォームは「増税後」がお得になるケースも

ところで、消費税の増税に伴って想定されているのが「駆け込み需要」です。特に住宅産業は消費税の影響を大きく受けるため、駆け込み需要とその後の反動減が大きいとされていますが、実際のところはどうなのでしょう。

リフォームに関しては、一般的には「助成金の増額分では増税分をカバーできない」と考えるのが妥当だと思われま

一方、耐震・バリアフリー・省エネなどを一度に

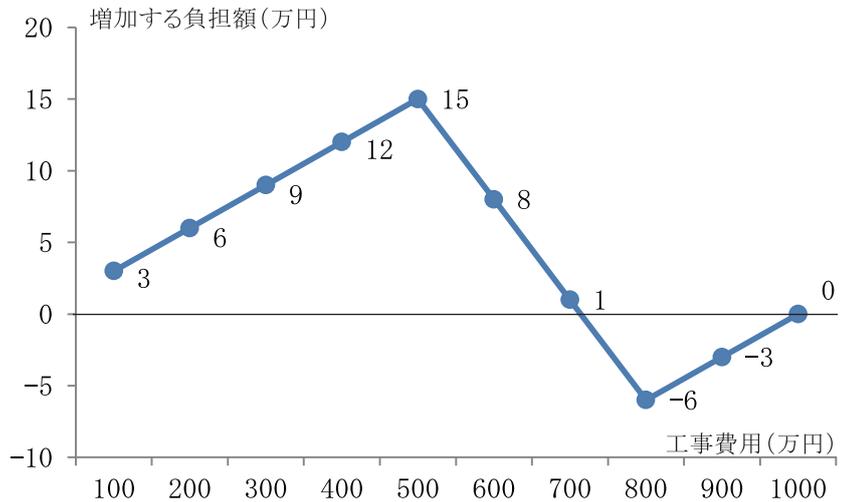


図2：工事費用別 消費税増税後に増加する負担額（耐震・バリアフリー・省エネリフォームおよび太陽光発電装置設置による減税を加味したもの）

実施する大型リフォームの場合には、金額によっては消費税増税後に契約した方が費用負担を抑えられる場合が出てきます。図2は耐震・バリアフリー・省エネ（太陽光発電装置設置）の投資型減税効果を全て加味した場合の消費税増税後の費用負担額の増加を表したのですが、工事費用が約715万円～1000万円までで、かつ各種減税制度を最大限併用できる場合には減税効果が消費税の増税額を上回ります（増税後に契約した方が消費者にとって得になります）。これについては所得税の納税額などとの兼ね合いがある（減税額の上限が所得税の納税額となり、翌年以降には持ち越せない）ため、消費者の状況を捉えつついかに魅力的な提案ができるか、ということが今以上に問われることになるのではないのでしょうか。

以上、消費税の増税と優遇税制に関する話題をまとめてお届けいたしました。

誰でも簡単にほしい情報を手に入れられる現代であるからこそ、事業者として最新の情報をつかんでおくことは非常に重要なことです。優遇税制に関する情報はマンスリーレポートでも随時お届けしてまいりますので、今後の動向にもご注目下さい。

【第3回】耐震なくして本物のリフォームなし！

白水秀一氏の耐震マスター



株式会社 住環境工房らしんばん(福岡県福岡市) 代表取締役
日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 理事 白水 秀一

※本連載は2010年～2011年にわたってリフォーム産業新聞に掲載された内容を加筆・修正したものです。

今回は「どうやって評点が算出されているか」ということ、また耐震補強で最優先すべき「壁の補強」について説明したいと思う。

◆わが家の実力（保有耐力）を上げて
評点アップへ！

前回は「耐震とは何ぞや」というタイトルで、耐震性能は「壁の強さ」「壁の配置」「劣化度」で決まると述べた。壁の強さが不足したのか、壁の配置が悪かったのか、劣化が確認されたのかを明確にし、これをいかに効率よく改善するかが、耐震補強の真髄である。

というのも、診断で明らかになった階別・方向別の『評点』は、この「耐震性能を決める3つの要素」の掛け算（壁の強さ×配置×劣化度）により求められる値、いわば「わが家の実力」と呼べる値が、現在の耐震基準で「求められる値」に対してどれくらいの割合であるのかを示した数値である。

従ってこの評点における「分子」である「保有耐力」をいかに大きくするか(あるいは屋根を軽くして「分母」である「必要耐力」を小さくすることも一つの方法である)が、評点アップの道である。以

上の内容をわかりやすくお客様にお話することで、耐震補強に対してより前向きになっていただけるのである。

なお2004年版診断法と2012年改訂版の診断法とでは「3つの要素」に関する記号が変更されている。詳細は下表をご参照いただきたい。

◆たとえ話を上手に使う
お客様に分かりやすい説明を

ここからは、耐震補強の優先順位の第1位となる「壁の補強」について説明したいと思う。お客様へ壁の補強について説明する際、南側の外壁線を例に、このようなたとえで話すとう理解しやすいのではないだろうか。(以下の内容は、お客様への具体的な説明を想定し、口語にて記載)

①現況（次ページ図1）

窓（開口部）が多い南側を、今は少ない壁で支えている状況です。壁の量が不足しています。

たとえば、一般的な体格の人が少ない人数で一生懸命支えています。かなりきつそうな状態です。

	強さ	配置	劣化度	保有耐力	必要耐力	評点
2004年版	P(kN)	E	D	P_d $=P \times E \times D$ (kN)	Q_r	P_d/Q_r
2012年改訂版	Q_u (kN) ※	eKfl	dK	edQ_u $=Q_u \times eKfl \times dK$	Q_r	edQ_u/Q_r

※「強さ」は2012年改訂版では「壁・柱の耐力」と表現されます。

表：2004年版および2012年改訂版における「上部構造の評価」の記号比較表

②壁補強A案（図2）

そこに、窓（開口部）をつぶして新たに壁を造ります。壁の量が増え、揺れに対する対抗力が備わりました。

たとえば、人数を増やして、多くの人で支えるということです。これで、しっかりと支えることができるようになりました。1人の負担も軽減できました。

しかしながら、この場合、窓の交換が必要になり、外壁も作ることになり大掛かりな工事になります。その上、「通風」や「採光」が妨げられるというデメリットも生じます。間取りの変更を伴うリフォームや、開口部の削減による省エネ化工事の際には、この方法も良いでしょう。

③壁補強B案（図3）

そう（壁の枚数を増やすの）ではなく、壁の枚数はそのまま、既存の壁に手を加え、建物を強くします。壁の内部に新たに「筋かい」を挿入したり、柱の間に「耐震用ボード」を張り付けたりして、壁の強度を高める方法です。

たとえば、支える人数は変わりませんが、今まで支えていた一般の人から、より力持ちである、相撲取り（関取）に、代わってもらって支えてもらいます。

これで、しっかりと支えることができるようになりました。この場合、新たな窓も不要であり、外壁も作らずに済みます。少ない工事箇所数で効果的な耐震補強が可能です。耐震補強単独での工事には、大変効率のよい方法だと言えます。

以上、お客様への説明を念頭に置いた説明方法について一例をご紹介します。次回は「耐震診断」の事前準備と心構えについて解説する。

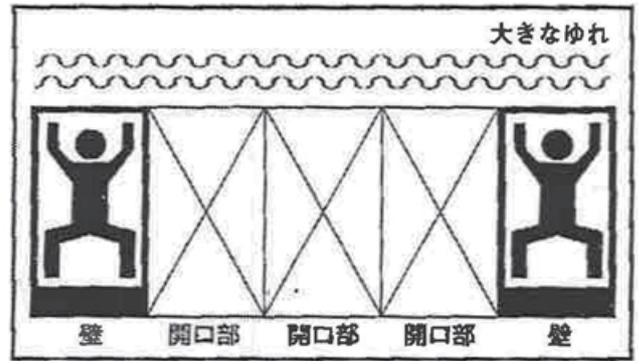


図1：現況図。壁が少なく量も不足している

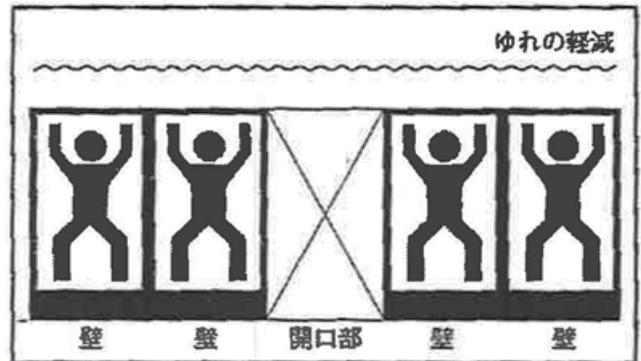


図2：壁補強A案。
壁の量を増やすと開口部が減少してしまう

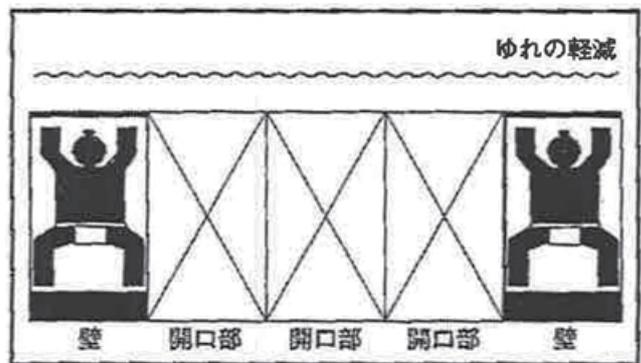


図3：壁補強B案。
壁を強くすると工事箇所も減らせる

【執筆者プロフィール】

白水 秀一（しろうず・しゅういち）

福岡県福岡市在住。株式会社住環境工房らしんばん 代表取締役・一級建築士。2組の夫婦で運営するアットホームな住宅会社で、耐震工事を含めた住宅づくりを手掛ける。

木耐協理事のほか、福岡市耐震推進協議会会長・福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会理事を兼務。優良リフォームの普及や住宅の耐震化の実践に取り組んでいる。

【6回シリーズ】清水英雄氏の「住宅産業の未来を読む」

第3回 海外と日本の住宅施策の比較

清水英雄事務所株式会社 代表取締役 清水 英雄



◆イギリスの住宅政策・建築基準を見る

第3回では、まずは今年2013年にイギリスでスタートする「ライフタイムホームズ評価基準」をご紹介します。イギリスでは100年以上前から住宅の評価制度が確立されていますが、この基準はその最新版ともいえるものです。

「ライフタイムホームズ評価基準」は2013年以降にイギリスで行われる全ての新築・リフォームに適用されます。「生涯を通じた住まいの基準」として、16項目の評価基準(図1)が定められています。

日本での「生涯を考えた住宅設計基準」というと

バリアフリー設計がありますが、イギリスでは高齢化社会への対策がいち早く打たれた結果、2008年にライフタイムホームズに関する法律が定められました。加えて省エネ政策も目標が段階的に定められており、省エネ政策だけでは市場流通活性化につながらないと考えたイギリス政府が設計基準の改正を実施した、という様相です。

ここでイギリス政府の省エネ施策タイムライン(次ページ図2)を見ると、2016年のゼロカーボン住宅義務化が目を引きます。またそれと前後してCO2削減目標を「2010～13年で25%」「2013～2016年で44%」と定めているほか、2019年には家電を含

ライフタイムホームズ

①浴室からトイレ、洗面所のアクセスのしやすさ

②将来のための昇降機の準備

③将来のための寝室に行くリフト台スペース確保

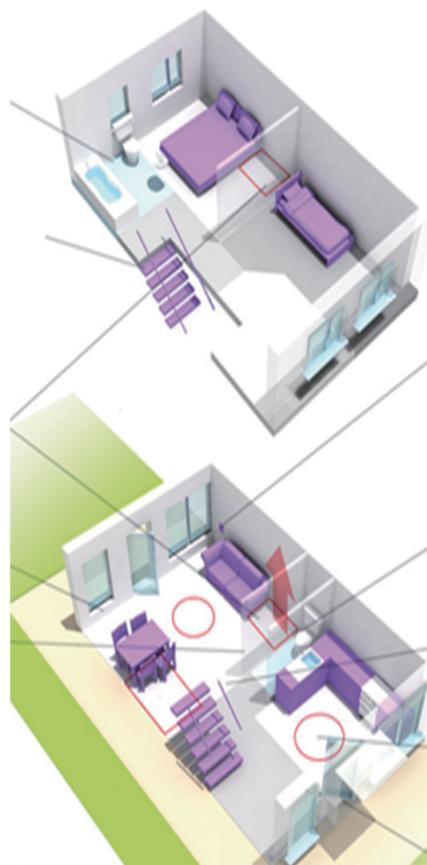
④窓台の高さ

⑤壁を取り除く配慮

⑥玄関と寝室のレベル

⑦玄関とリビングのレベル

⑧駐車場までの距離



16項目の評価基準

⑨浴室から寝室への移動器具
ホイストのルート

⑩コンセントの高さ

⑪アクセスしやすいトイレ入り口

⑫車椅子利用者がアクセスしやすい廊下とドア開口部幅員

⑬車いすが旋回できる1F
リビングの大きさ

⑭玄関屋根設置と明るさの確保

⑮駐車場スペース幅3300

⑯玄関アプローチのしやすさ

図1：イギリスで2013年から施工される「ライフタイムホームズ」16項目の評価基準

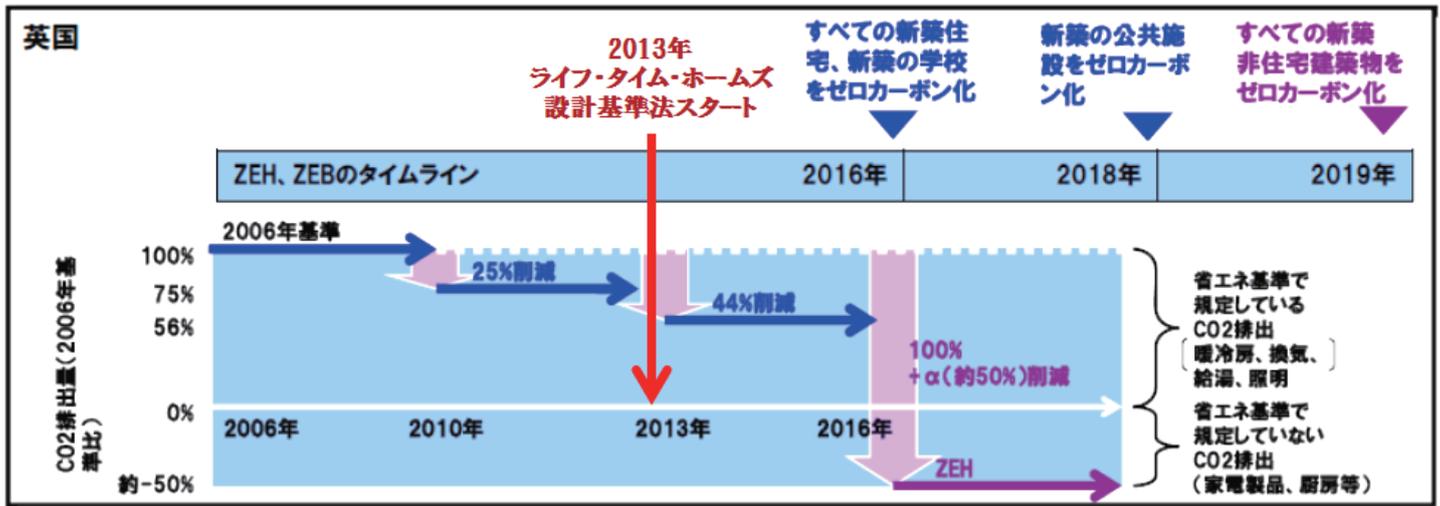


図2：イギリス政府の省エネルギー政策に関するタイムライン

む基準を展開することとしています。

またEU各国や日本なども、2020年前後を目標にZEH(ゼロエネルギー住宅)の普及や義務付けを行う施策を展開するものと見られます。

◆日本の政策は低炭素社会構築へ

一方で国内に目を向けると、東日本大震災以降日本の住宅政策は省エネルギー対策が喫緊の課題となりました。また昨年12月の低炭素建築物の認定基準公布をはじめとして、住宅産業はスマートハウス時代へ向かっています。

ここでエネルギーに関する社会的課題と、それに関連した不動産流通市場活性化へ向けての課題を整理してみましょう。

●社会的課題・低炭素社会への構築

1. 低炭素社会の構築

…CO2削減目標、世界的活動としてのCOP(地球温暖化防止条約)

2. エネルギー対策・省エネ基準改正

…1次エネルギー制度へ

…省エネ・創エネ・蓄エネによるスマートハウス化

3. 民間住宅への取組み、エネルギー削減

…住宅の性能を上げることで対策

●不動産流通活性化の課題

1. 住宅評価基準見直し

…査定基準見直し、安全・安心・耐震等

2. 消費者が判断しやすいインスペクション制度

3. 中古住宅流通促進：市場活性化へ

以上一例をあげてみましたが、様々な課題を見据えて政策が動いています。例えば昨年12月27日には国土交通省住宅局所管でインスペクション制度検討会がスタートしており、今年4月頃に方針が決まる見込みとなっています。

住宅政策に関しては国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省・林野庁など様々な省庁が協力して展開しています。今後の政策にも注目する必要があります。

【執筆者プロフィール】

清水 英雄 (しみず・ひでお)

清水英雄事務所株式会社 代表取締役。住宅や建築物における省エネ・低炭素化を行い、持続可能な社会作りを目指し、住宅・建築分野でのコンサルタントを行う一方、「不動産流通市場活性化フォーラム」委員や、財団法人 ベターリビング委員などを歴任し、行政・団体などの様々な委員会でアドバイザーを行われています。

3月度 木耐協定例勉強会レポート

【現場での困りごと一発解決！】

木耐協では3月13日(水)に大阪で、3月15日(金)に東京で、定例勉強会を開催いたしました。お忙しい中、両会場とも50名以上の組合員の皆様にご来場いただき、満席での開催となりました。

当日の主な内容は「耐震診断法の変更点解説」「現場での困りごと一発解決」の2つでした。

第1パートは、昨年改訂された耐震診断法の変更点の解説です。2012年改訂版の診断方法では数多くの変更が行われ、より現実に即した診断法となりました。以下はその中の一例です。

- ・地盤/基礎の評価方法の変更
- ・「壁強さ倍率」→「壁基準耐力」への名称変更と下地材の耐力の見直し
- ・「その他の耐力要素」の変更
(必要耐力の0.25倍→開口部分の評価)
- ・補強設計時の劣化低減係数の扱いの変更
(改善後の劣化係数上限は原則として0.9)

このほか、日本建築防災協会が発表している「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法の質問・回答集」に関する解説を行いました。質問・回答集はテキスト本誌だけでは曖昧になっている点や不確定な部分などに関する指針を示しており、耐震診断に携わる人にとっては必ず把握しておくべき内容となっております。

また第2パートでは「現場での困りごと一発解決」と題して、多くの組合員様

から寄せられる質問を集約し、「耐震診断編」「補強設計編」「補強工事編」と3つの分野ごとに解説を行いました。補強の実務を行っているからこそ出てくる悩みや疑問を組合員の皆様に共有していただき、技術力の向上にお役立ていただきたいと事務局では考えております。些細なことでも結構ですので、疑問点や不明点がありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

またプログラムの最後には小野理事長による講演を行い、3時間半と長時間にわたる勉強会は閉会しました。

消費税増税前の駆け込み需要で忙しくされている組合員様も多いかと思えます。一方で住宅産業構造が変化していく中、住宅業界には質の高いリフォームやそれを実現するための知識や技術が求められており、業界が淘汰の時代を迎えています。今こそ耐震知識や構造知識を勉強し、耐震補強を進めて「価値のある企業」として耐震化社会の構築を行いましょ。



東京開催の様子です。多くの組合員様が来場されました

安齋先生の技術通信

2013年
4月号



技術顧問・理事
安齋 正弘

9年ぶりに故郷の同期のクラス会があり、懐かしい人達と会ってきました。中でも卒業以来初めて参加したという、一番会いたかった友が参加して旧交を温めてきました。福島原発から20kmギリギリ外にある私の郷里ですが、仮設住宅に入っているクラスメイトも何人かいて心が痛みました。でもその割には元気で前向きな人たちにかえて励まされたような気もして、再会を約して故郷を後にしました。さあ、今月も勉強！

今月は「質問・回答集」p.2～3の【地震動関係】およびp.4の【一般診断法】の一部について考察します。なお紙面の都合上、主旨を外さない程度に表現を変えた部分があります。建築防災協会の文書は、下記ホームページアドレスから直接ご覧下さい。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wquest.html>

【地震動関係】

Q6・7：調整係数を乗じてベースシア係数0.2に相当する揺れとして倒壊の判定ができるのか。また中地震時の損傷無視は基準法に矛盾しないか

A6・7:①基準法との関連について…耐震診断法については「倒壊防止」を目的としてまずは「人命を守ること」を優先して目的を設定し、損傷防止は努力目標としている。
②調整係数0.2について…必要耐力(地震の時作用する地震力)は $C_0=0.2$ 相当の地震力とするが、耐力要素の耐力も $P_0=0.2\sqrt{(2\mu-1)}\cdot P_u = 0.2/D_s\cdot P_u$ と終局耐力 P_u を $0.2/D_s$ 倍して評価するため $C_0=1.0$ の地震力に対する安全性を検証していることになる。

【解説】:①については異論のないところではないでしょうか。

次に②ですが、少し考えてみないとすぐに理解はしにくいかも知れませんね。でも必要耐力は建物単位で言えば地震力によって各階に生じる水平力(Q_{un})に構造特性係数(D_s)と形状特性(F_{es} :偏心率と剛性率に応じて定まる値で1.0以上)を掛け合わせたもので、これを耐力要素別に表現したのが(大地震時を念頭においた)上の P_0 の式ですから、式を変形していくと、 $1/D_s$ があったのですが、これに D_s を掛け合わせると結局1.0になるので $C_0=1.0$ の地震力に対する安全性を検証しているのと同じこと……というのが回答なのだと思います。

Q8・9：診断によるレベルは「極めて稀に発生する地震」に対するものとの解釈で良いか。「倒壊しない・する可能性がある」とは何に対しての判断か

A8・9:建築基準法で想定している大地震動(極めて稀に発生する地震)で、震度階では説明できるものではない。例として上部構造評点が0.7の場合は、建築基準法で想定している大地震動に対して「一応倒壊しない」とされている建物強度の70%を保有しているということ。

【感想】:実際には震度階や地表加速度等の明確な数字で表されていませんので、明確な回答はできないのだと思います。ましてそれぞれの建物には固有の「振動特性」もあり、同じ地震動でも建物が受けるダメージの程度は異なりますから、一つの尺度で定義することは出来ないのが当然ですよ。

Q&A10:省略。(耐震改修促進法との関係に関する内容です)

【一般診断法】の〈概要〉

Q1・2：一般診断・精密診断とも接合部の詳細や壁仕様の確認について、部分的に撤去しての確認が必要なのか。またその場合の調査数の目安はあるか。または全骨組の調査が必要か

A1・2:①一般診断は非破壊による目視調査が基本で、床下・天井裏から調査を行うことが原則。
②精密診断では全骨組調査が基本で、やむなく未確認で診断した場合は「耐震補強工事時」に全部分の確認が必要。

【感想】:一般診断は「現況把握」が目的で、補強への入口という立場だと思います。従って小屋裏・天井裏や床下などからの目視でよとしていますが、精密診断の場合は「補強ありき」として全数調査による「確定された情報」が必要なのだと思います。例えば壁仕様が目視で確認できても、その健全性(劣化程度)は確定できないという場合もあると思います。

さらに精密診断については、未確認による「類推」等で診断した場合は、補強工事時に調査・確認をしないと精密診断とは言えなくなることを建築防災協会が述べており、厳しい条件だと思います。

2012年改訂版対応の耐震診断ソフト 木耐博士N ついに発売！

エイム株式会社では、2012年6月に改定された「木造住宅の耐震診断と補強方法」に準じた一般耐震診断ソフト「木耐博士N」の発売を開始しましたので、お知らせいたします。

変わらない操作性で簡単入力！

「木耐博士N」は、わかりやすい操作で皆様にご好評をいただいております「木耐博士S」の操作性を受け継いでおります。柱・壁などの自動入力機能により、初めての方はもちろん、「木耐博士S」を使い慣れた方にも簡単にお使いいただけるようになっております。

出力帳票がより詳細に！

必要耐力を精算法で算出する際の「床面積当たりの必要耐力算出根拠」や「接合部耐力低減係数を求める際に使用する表」、「偏心率の計算過程」など、特に自治体に助成金を申請する際に必要となる帳票類を出力できるようになりました。

また従来からご用意してある「N値計算機能」のほか、帳票に建物の調査日を入力できるようになるなど、ユーザーの皆様からいただきましたご要望も多数取り入れております。

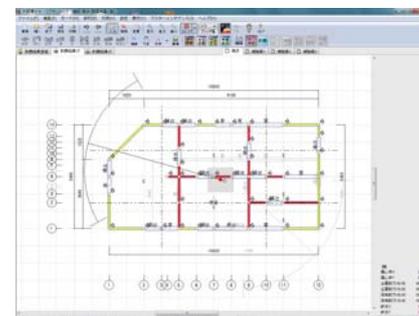
「S」のライセンスが使えます！

現在「木耐博士S」をお使いいただいている方は、「木耐博士N」でも同じライセンスキーをお使いいただけます。

下記アドレスからサンプル版をダウンロード・インストールしていただきました後、「ライセンスキー登録」ボタンをクリックし、「木耐博士S」の起動画面に表示されたライセンスキーをご入力下さい。

ライセンスキーのお申込みは、今号に同封してあります「組合員様専用ご注文書」に必要事項をご記入の上、FAXでお送り下さい。

またご不明点がありましたら、下記窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。



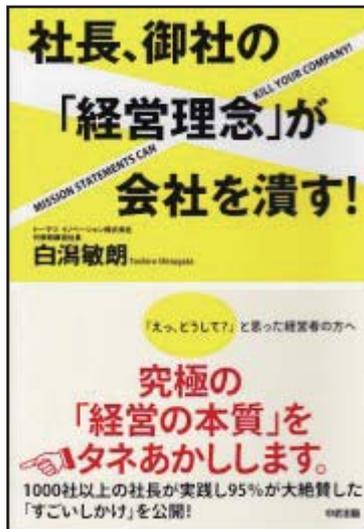
木耐博士N ダウンロードページ <http://www.aimkk.jp/hakasen/>

お問い合わせ先：エイム株式会社 財務情報管理部（担当：神）
電話：048-224-8160 メールアドレス：hakase@aimkk.com

【連載】 理事長ブックレビュー

第2回 社長、御社の

「経営理念」が会社を潰す！



著者：白瀧敏朗
出版：中経出版
価格：1,470円(税込)

まずはそのタイトルにビックリ!? その上、腰巻(本に後付けする帯)には【究極の「経営の本質」をタネあかしします。】とあり【1000社以上の社長が実践し95%が大絶賛した「すごいしかけ」を公開!】とまで書いてある。「いや～、感じ悪いけど上手だなあ」と思いつつも、その本を

つい手に取ってしまう自分に苦笑しながら中身をペラペラと……。

この類の「外見でインパクトを与えようとする本」は、得てして中身が薄い、たった一つの事柄を手を変え品を変えて無理やり膨らませているものが多いのですが、結論から言えばこの本は「読んで良かった」と思います。というのも、この本は著者から中小企業の社長に対する「応援歌」と捉えることができるからです。

著者の白瀧氏は、有名な監査法人であるトーマツグループの経営コンサルタントです。プロフィールに「1万社のコンサルティング実績」とありますが(どうもコンサルタントという業種の人達はオーバートークがお好き?)、たくさんの中小企業を見てこられた経験から書かれているので、納得する内容も多々あります。

さて中身はというと、いわゆる「経営理念」が悪いのではなく、それを額に入れて飾っておしまい、では何の意味もないというもの。

企業経営の最大のポイントは「人」の問題です。そのため、「人」である社員が物事を判断する基準となる価値観やこだわりは、社長の持つものに統一されるべきであり、それこそが経営の最優先事項であると説いています。その上で社長は自身の譲れない「思い」や「考え」を徹底的に「見える化」し、常に社員に共感を求めるべきであり、もし共感できないという社員が居たら、一刻も早く辞めてもらう(本書では卒業と言っている)必要があるとも述べています。それこそが社長のストレスをなくす一番の方法であり、著者はそれを名付けて「この指とまれ経営」と呼んでいます。

船井総研の創業者である船井幸雄氏は、「経営者を3年やれば、誰でも哲学者になる」と言いました。哲学者とまで行かなくても、哲学がなければ人はついて来ませんし、経営も成り立ちません。

私自身30年に及ぶ経営者生活の中で、いかに自分を律し、勉強を欠かさず、腹を立てず、また自分と違ったタイプの人にも楽しく働いてもらうかということが経営と思ってやってきました。しかしこの本では社長として楽しくあるために、また成功するためには「自分と合う、好きな人達だけで会社を創り経営しろ」と説いています。確かに「その通り」という所も多いですが、首を傾げたくなる所もあり、まさに先人の教えの通り「経営に教科書なし」という言葉を実感します。人の上に立つ者、悩みは尽きまじ……ですね。

木耐協スケジュール [2013年4月～7月]

4月	4/9 (火)	耐震事業現地研修会【東京】	10:00～17:00	木耐協研修所
	4/10 (水)	倫理向上委員会【東京】	15:00～17:00	木耐協 新宿事務所
	4/17 (水)	加盟研修会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
		技術向上委員会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	4/18 (木)	理事会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	4/24 (水)	耐震診断・補強設計研修会【東京】	10:00～16:30	木耐協 新宿事務所
4/25 (木)	加盟研修会【大阪】	13:30～17:00	サムティフェイム新大阪	
5月	5/15 (水)	加盟研修会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	5/16 (木)	加盟研修会【大阪】	13:30～17:00	サムティフェイム新大阪
	5/17 (金)	耐震事業現地研修会【大阪】	10:00～17:00	木耐協 大阪研修所
	5/21 (火)	定例勉強会【福岡】	13:30～17:00	福岡県中小企業振興センター
	5/22 (水)	耐震技術認定者講習会【福岡】	10:00～17:40	福岡県中小企業振興センター
	5/28 (火)	耐震診断・補強設計研修会【大阪】	10:00～16:30	サムティフェイム新大阪
	5/29 (水)	耐震事業現地研修会【東京】	10:00～17:00	木耐協研修所
6月	6/12 (水)	耐震診断・補強設計研修会【東京】	10:00～16:30	木耐協 新宿事務所
		倫理向上委員会【東京】	15:00～17:00	木耐協 新宿事務所
	6/13 (木)	加盟研修会【大阪】	13:30～17:00	サムティフェイム新大阪
	6/14 (金)	加盟研修会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	6/18 (火)	定例勉強会【仙台】	13:30～17:00	フォレスト仙台
	6/19 (水)	耐震技術認定者講習会【仙台】	10:00～17:40	フォレスト仙台
	6/20 (木)	理事会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	6/21 (金)	耐震事業現地研修会【大阪】	10:00～17:00	木耐協 大阪研修所
6/26 (水)	技術向上委員会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所	
7月	7/9 (火)	加盟研修会【福岡】	13:30～17:00	中小企業振興センター
	7/11 (木)	耐震事業現地研修会【東京】	10:00～17:00	木耐協研修所
	7/17 (水)	耐震技術認定者講習会【東京】	10:00～17:40	損保会館
	7/18 (木)	加盟研修会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	7/23 (火)	定例勉強会【大阪】	13:30～17:00	グランキューブ大阪
	7/24 (水)	耐震技術認定者講習会【大阪】	10:00～17:40	グランキューブ大阪
	7/25 (木)	定例勉強会【東京】	13:30～17:00	木耐協 新宿事務所
	7/26 (金)	耐震事業現地研修会【大阪】	10:00～17:00	木耐協 大阪研修所

※ 諸般の事情により、イベントは中止となる場合もございますので、予めご了承下さい。

※ 日程・時間・会場など、お間違えの無いよう、ご確認下さい。

※ お申し込みが多数の場合、やむを得ずお断りする場合もございます。お早めにお申し込み下さい。

※ 各イベントの概要や詳細については、お気軽に木耐協事務局へお問い合わせ下さい。

2013年2月度新規加盟組合員様ご紹介 ～よろしくお願ひします～

- | | | | |
|------------|-------------|----------------|-------------|
| ○株式会社 耐震防災 | (神奈川県横浜市西区) | ○株式会社 ライフエステート | (滋賀県彦根市) |
| ○株式会社 丸尾建築 | (兵庫県揖保郡太子町) | ○株式会社 渡邊総建 | (宮城県仙台市太白区) |
| ○株式会社 横田住建 | (埼玉県川越市) | 【会社名50音順】 | |